第1号通所事業(国基準通所型サービス) 重要事項説明書

1 事業説明

(1) 事業の目的

社会福祉法人 函館厚生院が開設する指定通所介護事業所デイサービスセンター 永楽荘(以下「事業所」という。)が行う第1号通所事業(国基準通所型サービス) (以下「事業」という)の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する 事項を定め、事業所の職員が、要支援状態(以下「要支援状態等」という)にある 高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(2) 運営の方針

事業所の職員は、要支援状態等になった場合においても利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事、予防メニュー等の介護、その他の日常生活上の世話及び利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。

事業の実施に当たっては、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるとともに、関係市町村、地域包括支援センター、指定介護予防居宅介護支援事業所、指定居宅サービス事業所、その他の保険・医療・福祉サービスを提供する者と密接な連携に努める。

(3) 事業所

①事業所の名称 函館厚生院

②事業所の所在地 北海道函館市本町34番8-1号

 ③法人種別
 社会福祉法人

 ④代表者名
 髙田 竹人

⑤電話番号 (0138) 51 - 9588 ⑥FAX番号 (0138) 55 - 9693

⑦ホームページ http://www.koseiin.or.jp

⑧設立年月日 明治33年3月6日

(4)ご利用事業所

①事業所の名称 指定通所介護事業所デイサービスセンター永楽荘

定員30名(通常規模型通所介護)

平成 12 年 4 月 1 日指定 指定番号 0171400401 号

②事業所の所在地 北海道函館市高丘町3番1号

③管理者名 前田 敦

④電話番号 (0138) 57 - 1366 ⑤FAX番号 (0138) 57 - 1338

(5) 事業所と合わせて実施する事業

①養護老人ホーム永楽荘(定員150名)

(昭和38年10月1日指定)

②短期入所生活介護永楽荘

(平成 12 年 4 月 1 日指定 指定番号 0171400401 号)

③介護予防短期入所生活介護永楽荘

(平成 18 年 4 月 1 日指定 指定番号 0171400401 号)

④指定通所介護事業所デイサービスセンター永楽荘

(平成 18 年 4 月 1 日指定 指定番号 0171400401 号)

⑤指定(介護予防)特定施設入居者生活介護永楽荘

(平成 28 年 4 月 1 日指定 指定番号 0171400401 号)

⑥短期集中型通所サービス事業所永楽荘

(平成 29 年 10 月 1 日指定 指定番号 0171400401 号)

(6) 事業実施地域及び営業時間

①通常の事業の実施地域 函館市全域(旧戸井町・旧恵山町・旧椴法華村・旧南 茅部町を除く)

②営業日及び営業時間

営業日月曜日~土曜日受付時間8:50~17:20サービス提供時間10:00~15:10

※正月 (12/31、1/1、1/2、1/3) は営業いたしませんのでご了承下さい。

(7) 職員の職種、員数

当事業所では、利用者に対して第 1 号通所事業(国基準通所型サービス)(介護予防通所介護サービス相当)を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、定員 30 名の指定基準を遵守しています。

①事業所長(管理者)

1.0人

②生活指導員

1.0 人以上

③介護職員

4.0 人以上

④看護職員(機能訓練指導員兼兼務) 2.0人以上

<主な職種の勤務体制>

①事業所長(管理者)

勤務時間 (8:50~17:20)

※原則として1人の事業所長が勤務(兼務)します。

②生活相談員

勤務時間 (8:50~17:20)

※原則として1人の生活相談員が勤務します。

③介護職員勤務時間

早番 (8:50~15:50)

日勤 (8:50~17:20)

遅番(10:00~17:00)

※原則として4人の介護職員が勤務します。

④看護職員(機能訓練指導員兼務)勤務時間(8:50~15:50)

勤務時間(10:00~15:50)

※原則として看護師1人・機能訓練指導員1人が勤務します。

2 サービスの内容

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 介護保険給付の対象となるサービス(契約書第4条参照)

- ①食事(ただし、食事の提供にかかる費用は別途お支払い頂きます。)
 - ・食事の準備・介助を行います。
 - ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
 - ・利用者の自立支援のため離床して、食事をとっていただくことを原則としています。(食事時間) 11:45~12:45
- ②入浴
 - ・入浴又は清拭を行います。
- ③排泄
 - ・利用者の排せつの介助を行います。
- ④送迎サービス
 - ・利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。
- ⑤健康状態の確認
 - ・毎回看護職員によるバイタル測定や問診により、異常の早期発見に努めます。 また、定期的に体重測定も実施いたします。
- ⑥生活相談
 - ・ご家族の介護に関する悩みやご本人の相談にはいつでも応じますので、お気 軽にご相談下さい。

※選択的サービス

- ・選択的サービスについては利用者ごとの選択制となります。利用するサービスの種類や実施日、実施内容等については、介護予防サービス・支援計画に沿い、事業所と利用者で協議した上で第1号通所事業計画書に定めます。
- ① 運動器機能向上サービス
 - ・理学療法士等(当事業所の場合、看護職員)を中心に看護職員、介護職員等が共同して、利用者の心身等の状況に応じて、運動器の機能向上のための訓練を実施します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条参照)

※加算対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

①介護保険対象サービスの支給限度額を超える介護予防通所介護サービス相当の利用、介護保険対象サービスの支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額が利用者の負担となります。

②食事の提供にかかる費用

利用者に提供する食事の材料費や調理等にかかる費用です。

料金:1回あたり720円

③レクリエーション活動

利用者の希望によりレクリエーション活動に参加していただくことができます。 材料代等は無料です。

④その他の費用

第1号通所事業(国基準通所型サービスで提供されるもののうち、日常生活に おいても通常必要となるものに係わる費用であって、利用者の負担とすること が適当と認められる費用です。

3 利用料金

(1) 別紙-I参照

(2) 支払方法(契約書第6条参照)

前記2-(2)、3-(1)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、翌月請求します。 以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関す る利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

- ①郵便局自動払込み(自動申し込みの手続きをしていただき、ゆうちょ銀行の通帳より毎月20日と27日の2回引き落としさせていただきます。引落しの際の手数料は当施設にて負担いたします。)
- ②銀行振込

<取引銀行>

・ゆうちょ銀行 口座番号 02780-8-102515

口座名 函館厚生院 永楽荘 荘長 前田 敦

· 北洋銀行 五稜郭公園支店 普通預金 4204572

つから ロ座名 函館厚生院 永楽荘 荘長 前田 敦

※お振込は、サービスをご利用になられた方のお名前でお願いいたします。

- ③現金払い
- ④預金口座振替(当施設に代わり、収納代行会社が、指定した預金口座から引き落し、当施設口座へ送金します。引き落しの手数料は当施設にて負担いたします。)
 - ・収納代行会社 日本システム収納会社
 - ・引 落 し 日 毎月27日(27日が土日祝日の場合は次の営業日)

(3) 利用の中止、変更、追加(契約書第7条参照)

- ①利用予定日の前に、利用者の都合により、第1号通所事業(国基準通所型サービス)の利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には担当居宅介護支援専門員・担当包括支援センターを通して利用票の変更が必要です。
- ②利用者がサービスの利用の中止をする際には、速やかに下記の連絡先までご連絡下さい。**全体窓口(連絡先) 電話 0138 (57) 1366**

利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前日の午後5:20までにご連絡下さい。利用当日、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がありキャンセルされる場合は、午前8:50までにご連絡下さい。

※利用予定日前日まで申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取り消し料として実費相当額をお支払いいただく場合があります。

ただし、ご契約者の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。

- ③月のサービス利用日や回数については、利用者の状態の変化、介護予防サービス・支援計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。
- ④利用者の体調不良や状態の改善等により第 1 号通所事業計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、又は第 1 号通所事業計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引又は増額はしません。
- ⑤利用者の状態の変化等により、サービス提供量が、第1号通所事業計画に定めた 実施回数、時間数等を大幅に上回る場合には、事業所と調整の上、第1号通所事 業計画の変更又は要支援認定の変更申請、要介護認定申請の援助等必要な支援を 行います。

月ごとの定額制となっているため、月の途中から利用を開始したり、月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算は行いません。

- 一 月途中に要介護から要支援に変更となった場合
- 二 月途中に要支援から要介護に変更となった場合
- 三 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合
- ⑥月途中で要支援度が変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単 価に基づいて利用料を計算します。
- 4 サービス内容に関する相談・苦情(契約書第19条参照)
 - ①利用者相談·苦情窓口

窓口担当者 千葉 智恵子(主任支援相談員)

ご利用時間 月曜日 ~ 土曜日 8:50 ~ 17:20

ご利用方法 電 話 0138-57-1366

FAX 0138-57-1338

②その他

i 函館市福祉サービス苦情処理委員事務局

所在地 〒040-8666 函館市東雲町 4番 13 号函館市保健福祉部管理課内

電 話 0138 - 21 - 3297

FAX 0138 - 26 - 4090

時 間 月曜日 ~ 金曜日 8:50 ~ 17:20

ii 北海道国民健康保険団体連合会(国保連)

所在地 〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館1階

電 話 011-231-5175

FAX 011-233-2178

時 間 月曜日 ~ 金曜日 9:00 ~ 17:00 (祝日は除く)

ii北海道福祉サービス運営適正化委員会

所在地 〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1番地 北海道立道民活動センター3階

電 話 011-204-6310

FAX 011-204-6311

時 間 月曜日 ~ 金曜日 9:00 ~ 17:00

5 事故発生時の対応について(契約書第12条参照)

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や 事故に際して採った処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を 速やかに行います。

6 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に 関係機関と連携を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災及び非難に関する 計画を作成し、年2回利用者及び従事者等の訓練を行います。

7 サービス利用に当たっての留意事項

- ①サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意すること。
- ②利用者がサービスを受けるにあたり、事故防止のため予防メニュー及び機能訓練機器等を利用する場合は、職員の指示のもとに行うこと。食事、入浴等に関しても同様とする。
- ③施設内の設備及び備品の利用に際しては、管理者及び職員による安全管理上の 指示には必ず従うこと。
- ④地域包括支援センター職員、介護支援専門員とよく相談し、介護予防通所介護 サービス相当の利用目的を明確にした上で、利用すること。
- ⑤緊急時の連絡先に変更がある場合は、必ず申し出ること。
- ⑥第1号通所事業(国基準通所型サービス)利用開始時には、必ず、介護保険被保険者証の提示を行うこと。
- ⑦施設での食中毒防止と食事制限の方も利用されているので、食事等の持込みを 慎むこと。
- ⑧職員や他利用者に対し迷惑を及ぼすような政治活動、宗教活動、営利活動を行うこと。
- ⑨喫煙室以外での喫煙をすること。
- ⑩金銭の持込みに関して、高額な金銭は持込まない、又は、必要時は最小限の金額にとどめ自己管理すること。
- ①サービス従事者に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮いたします。
- ②所利用時の施錠、火の始末、ガス等の点検に関しては、基本的に自宅内の事は 自己管理となりますので、出発の際には、再度ご確認をお願いいたします。

8 高齢者虐待の防止

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について 職員に周知徹底を図ります。また、その責任者は管理者とする。
- ②虐待防止のための指針の整備をしています。
- ③虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- ④虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置しています。

9 身体的拘束等の禁止

事業所はサービスの提供に当たり、身体的拘束その他の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行いません。また、身体的拘束適正化検討委員会を独立して設置し、身体拘束廃止に関する指針の作成、身体的拘束等適正化のための研修を定期的に開催します。但し、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合、次の手続きにより身体拘束等を行います。

- ①身体的拘束等を行う場合には、その態度及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し5年間保存します。
- ② 利用者又はその家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討します。

10 禁止行為について

以下の行為につきましてはご遠慮ください。

- ①決められた場所以外での喫煙・飲酒・飲食等
- ②従業者又は他の利用者に対し、ハラスメントその他の迷惑行為を行うこと
- ③施設内での金銭及び食物等のやりとり
- ④従業者に対する贈物や飲食のもてなし
- ⑤従業者及び他の利用者に対する身体的・精神的暴力
- ⑥施設内で他の入居者に対する宗教活動及び政治活動
- ⑦施設内へのペットの持ち込み及び飼育
- ⑧その他決められた以外の物の持ち込み

11 第三者評価の実施状況

第三者評価の実施 無

当事業所、指定通所介護事業所デイサービスセンターの利用にあたり、利用者に													
対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。													
なお、この契約は令和 年 月 日より適用となります。													
事	所	在	地	〒042-0955 北海道函館市高丘町 3 番 1 号									
				電話番号	(0138) 57-1366	FAX	(0138) 57	7-1338					
	事業所名			社会福祉法人函館厚生院									
	Ŧ	未川石		指定通所介護事業所デイサービスセンター永楽荘									
業	A-A-	π	<i>h</i>		24 17	±1.		r _n					
所	管	理	名	前 田 敦				印					
/21					指定通所介護事業	 沂							
	説	明	者	氏名	デイサービスセンター永楽荘								
	.,,	, ,				74.7/6/12							

利用者は、契約書及び本書面により、事業所から指定通所介護事業所デイサービス												
センターについての重要事項の説明を受け、同意しました。												
	住		所	〒 –								
利	•											
用	電話	番	号									
者												
	氏		名									
署名代行者				由により利用者の契約意思を確認し、署名を行いました。								
	,			した理由)								
	1. 障	窜、	認	知症等により自署困難 2. その他()								
	住		所	〒 −								
			ולו									
	電話	番	号									
	п		Ħ									
	氏		名	(続柄)							
連帯保証人	/>-		-r	〒 −								
	住		所									
	電話	番	号									
	氏		名	(続柄	١							
				(形式作))							
	極	度	額	500,000円								